

受付番号： 2017-1-332

課題名：「体型に関する大学生の認識と心理特性」に関する研究

#### 1. 研究の対象

東北大学全学部全学年約 500 名に調査を行います。

#### 2. 研究目的・方法

近年、東北地方での子供の肥満が増加する一方で、20代女性においては痩身者の割合が増加傾向にあります（早見、2015）。このことから、小児期から20代に移行するにあたって、痩せることが良いという風潮があると言えます。先行研究では、痩身者が痩せたいということは明らかになっていますが、肥満傾向がある人が本当に痩せたいと思っているのか、ストレスがあるのかについては明確に示されていません。本研究は体型に関する大学生の認識と心理特性を明らかにすることを目的とします。この結果が、健康日本21（第二次）が目標としている適正体重者を維持している者の増加につながると考えられます。

本研究の研究期間は、倫理委員会承認後から2018年3月までです。調査は、無記名の自記式質問紙を用いて行います。東北大学川内北キャンパスで行われる全学教育の授業終了後に、文書および口頭にて調査の概要や同意確認の方法（回答した質問紙の提出を以て研究への参加の同意とみなすこと）を説明します。調査説明後、質問紙を配布します。記入後は回収箱に提出してもらいます。質問紙への回答に要する時間は約10分であり、1人1回限りとします。

この調査に協力するかどうかは、対象者本人の自由意思によって決めることができます。調査に協力しないことで、成績に影響するなど不利益が生じることはありません。なお、この調査は無記名調査のため回答者を特定することはできないことから、回答後に対象者本人または代諾者から拒否の申出があっても対応できません。

#### 3. 研究に用いる試料・情報の種類

体型のストレスや自己効力感に関する考え等です。

#### 4. 外部への試料・情報の提供

該当はありません。

## 5. 研究組織

該当はありません。

## 6. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。  
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、  
研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

連絡先：

〒980-8575 宮城県仙台市青葉区星陵町 2 - 1

東北大学大学院医学系研究科保健学専攻小児看護学分野

E-mail: inquiry@chn.med.tohoku.ac.jp

TEL/FAX: 022-717-7921 (研究室直通)

研究責任者: 塩飽 仁(しわく ひとし)

### ◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「6. お問い合わせ先」

#### ※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

### ◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください

ださい。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ① 研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③ 法令に違反することとなる場合